

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第五十号を次のように改める。



#### 4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行の場合)

預金種類  普通預金  当座預金  
(該当するものにチェックしてください。)

口座番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)

(カ ナ)  
口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第五十二号中「※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳

「※ 上記の支店名・口座番号・口座名

の写し等の書類を添付してください。」や「※ この給付金においては公金受取口

している場合も上記に記載をお願い

義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録を してください。

いたします。」

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。